

馬頭町・小川町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 馬頭町及び小川町(以下「2町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、馬頭町・小川町合併協議会と称する。

(協議会の事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 2町の合併に関する協議
- (2) 合併特例法第5条の規定による市町村建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、2町の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、栃木県那須郡馬頭町大字馬頭555番地馬頭町山村開発センター内に置く。

(組織)

第5条 協議会は会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長)

第6条 会長は、2町の長の協議により、第8条第1項各号に掲げる委員の中からこれを選任する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長は、非常勤とする。

(副会長)

第7条 副会長は、2町の長の協議により、前条第1項の規定により会長に選任された者を除く委員の中からこれを選任する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 副会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 2町の長及び助役
- (2) 2町の議長
- (3) 2町の議会が選出する議員各2名
- (4) 2町の長が協議して定めた学識経験を有する者15名

2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

（会議の運営）

第10条 会議は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別の規程で定める。

4 会長は、必要に応じて2町の関係職員等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

（調整会議）

第11条 会議に提案する事項について必要な協議又は調整を行うため、協議会に調整会議をおく。

2 調整会議の組織、運営その他必要な事項は、会長が別の規程で定める。

（事務局）

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局をおく。

2 協議会の事務に従事する職員は、2町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局の組織、運営その他必要な事項は、会長が別の規程で定める。

（経費の負担）

第13条 協議会に要する経費は、2町の長が協議して負担する。

（監査）

第14条 協議会の出納の監査は、2町の監査委員各1名に委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

（財務に関する事項）

第15条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別の規程で定める。

（報酬及び費用弁償）

第16条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及び職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が別の規程で定める。

（協議会解散の場合の措置）

第17条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（委任）

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成16年11月16日から施行する。